

長浜市人権尊重審議会（平成30年度第3回）要点録

開催日時 平成31年3月7日（木）午後1時30分～午後2時30分

開催場所 長浜市役所 1階 多目的ルーム

出席委員 真山委員、清水委員、小川委員、玉樹委員、野田委員、平井委員、鳶津委員

欠席委員 荒木委員、早川委員、降井委員、高橋委員、富永委員

事務局 市民協働部次長 人権施策推進課職員4人

1. 開 会

ただいまから平成30年度第3回長浜市人権尊重審議会を開催いたします。開催に先立ちまして、「長浜市人権尊重都市宣言」のご唱和をお願いします。

〈長浜市人権尊重都市宣言の唱和〉

— 田中市民協働部次長よりあいさつ —

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。市民協働部の田中でございます。本来なら部長の北川がごあいさつを申し上げるところですが、本日は市議会の本会議中であるため、代わりましてごあいさつ申し上げます。日ごろは人権施策の推進にご理解ご協力を賜りまことにありがとうございます。さて日々、テレビや新聞のニュースをみておりますと、連日のように痛ましい事件が数多く報道されております。特に千葉県で発生しました児童虐待に関するニュースは、みなさまご存知の通り、小学校4年生の女の子が死亡し、その親が逮捕されるという非常に悲しい事件であったと思います。今回の事件をはじめとして相次ぐ児童の虐待死を受けまして、政府は児童虐待防止法の改正などに動いておるということでして、児童虐待の防止、早期発見、対話に向けた体制等の改善、整備が急務であることはもちろんですが、あらためてたったひとつしかない命の尊さを広く伝えていく必要があると感じております。本におきまして、命の尊さをはじめとして、さまざまな人権問題についてより理解を深め、一人ひとりが自らの問題として人権に配慮した行動や考え方ができるように、さまざまな機会を通じて効果的な人権学習と啓発に取り組んでまいりたいと考えております。本日は、現在改定作業中である「長浜市人権施策推進基本計画（最終案）」についてご報告をさせていただく中で、委員の皆さまのご意見、ご提言をちょうだいしたいと考えております。甚だ簡単ではありますがごあいさつとさせていただきます。

【事務局】

本日の審議会は、12名中、7名の委員様にご出席をいただいております。

過半数のご出席をいただきましたので、この審議会が成立しましたことをご報告いたします。

この審議会では、会議の公開に関する方針を定めておりますが、本日、傍聴希望者はありませんでした。

運営規則第5条第2項に、議長は会長が務めることとなっておりますので、真山会長よろしく申し上げます。

【会長】

皆さまこんにちは。年度末のお忙しい中、またお足元の悪い中お集りいただきありがとうございます。本日は基本計画の最終案についてご審議いただくということになります。さて昨日は、カルロスゴーン氏が保釈されニュースになっていました。海外からすると長期間の拘留に意見も出ているようです。容疑者、被疑者の人権が守られていない、という指摘もあります。日本と外国は犯罪に対する意識が違う、と

いう意見がよく出てきますが、本来「人権」の基準は、国によって違わないはずで、外国から言われたからではなく、「基本的人権」とはどういうものなのかを考える一つの契機になるかと思えます。

今回、長浜市では「人権施策推進基本計画」を改定して今の時代の新しい考え方、基準に沿った施策を進めていこうと考えておられます。委員の皆さまには、最終チェックになろうかと思えますが、お気づきの点がありましたらお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

第 1 号 長浜市人権施策推進基本計画（最終案）について

【事務局】

《資料に基づき説明》

計画の趣旨、概要、パブリックコメントの実施結果、これまでの経過及び今後のスケジュール

審議会第 2 回後の主な修正点について説明（新旧対照表を参照）

・第 1 章計画策定の背景

①趣旨（1 ページ）内の文章を一部修正

前回の審議会の中で、特別に秀吉の長浜城を抜き出して記載する必要が無いのでは、という意見を受けて見直した。

②位置づけ（2 ページ）内の文章を一部修正

目指すべき姿に「人権尊重都市宣言」の内容があることから、体系図だけでなく文章に含めた方がいいという意見を受けて見直した。

③ // （2 ページ）内の体系図を現行計画のものに置き換え

前回の審議会で示した体系図が、わかりにくいという意見があり、現行計画の体系図の方が正確ではないかとの意見を受けて見直した。なお現行計画の体系図にある「お互いを認め合い…まちづくり」という文言は、過去の基本構想で使用されていた文言であることから、その部分は削除した。

・第 2 章人権に関する動向

①国際的な動向、国内における動向（4、5 ページ）の文章に「SDGs」に関する文言を追加

「SDGs」に関する文言を追加した方がいいという意見があり追加した。文言の追加により用語の解説にも文章を追加した。なお滋賀県では、「SDGs」に関する人権の取組はないため、「県の動向」の部分には追加していない。

（第 3 章は修正なし）

・第 4 章基本的施策の推進

①人権学習・啓発の推進（9 ページ）の「現状と課題」の文章を一部修正

実際に啓発を行う場面に「インターネット」があることに違和感があるという意見があったが、ネットの人権問題も深刻であり、重大な人権問題が発生する一つの場面として積極的に学習啓発を行う必要があると判断し、その意味を含めた内容に修正した。

② 11 (12 ページ)「地域社会」の文章を一部修正

「現状と課題」にある「地域共生社会」という言葉が「施策の方向性」に反映されておらず、整合性が図れていないとの意見があったので修正した。

③ 11 (13 ページ)「インターネット」の文章を一部修正

これまでは「市職員に対する」という文言であったが、医療関係者、その他企業の人たちにも必要ではないか、という意見であったため、文言を修正した。

「現状と課題」の「家庭」に記載のある“子どもの貧困問題”の部分について「施策の方向性」に反映されていないのでは、という意見があったが、“相談事業の充実をはじめ…児童虐待の問題解決を図るための取組を進めます”との記載があるため、その中に含まれていると判断しこちらは修正をしていない。

「学校・園」の“いじめ”についても「施策の方向性」に具体的な記載が無いという意見があったが、“子どもたちの発達段階に応じ…能力などの向上を図ります。”という文章の中で、いじめについても、発達段階でいろいろと教育・啓発していくことで問題解決の能力向上をはかるという部分に含まれると判断し、修正はしていない。

「企業」の“働き方改革”についての内容が「施策の方向性」に記載・反映されていないとの意見があったが、“ワークライフバランスの実現”という部分で表していると考え、修正はしていない。

④ 相談・支援体制の充実 (16 ページ)「③相談窓口の周知」の文章を一部修正

相談窓口を知っていることが前提で、知らない人にどう周知するのか記載されていない、との指摘があったことから修正した。

・ **第5章さまざまな分野における施策の推進**

① インターネットにおける人権問題 (35 ページ)に市民意識調査の結果についての文章を追加

他の項目には「市民意識調査」の傾向が記載されているのに、この項目について抜けているとの指摘があり、修正した。

② その他 (37 ページ)に市民意識調査の結果についての文章を追加

他の項目には「市民意識調査」の傾向が記載されているのに、この項目について抜けているとの指摘があり、修正した。

以上が、第2回の審議会以降、他の会議でも出た意見も踏まえて、修正した部分になります。

簡単ですが、「長浜市人権施策推進基本計画（最終案）」についての報告とさせていただきます。

なお、パブリックコメントが終了しており、意見がなかったことから、この最終案をもって改定とさせていただきます。

今回の計画改定については、昨年より委員の皆さまにご審議いただきまして、予定どおり最終案をお示してきたことに感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

【会 長】

用語の説明は、何に基づいていますか。

【事務局】

現行計画で使用しているものは、基本そのまま流用し、今と内容が異なるものは変更していません。

また、言葉の内容について、「セクシュアルマイノリティ」や「ジェンダー」といった言葉については、いろいろな考え方があると思われるため、そういったものは法務省などで使用されているものを引用しています。

【委 員】

新しい基本計画を、具体的な実施計画にどのように反映していくかについてはいかがですか。

【事務局】

基本計画は、漠然とした取り組み、方向性のみを示しているため、今後、改定後に行動計画については、内部で協議して、考えを示していきたいと思います。

【会 長】

人権の計画については、どの自治体もそうですが、具体的な行動計画というものは、特に人権という枠で作られているのではなく、いろんな取り組みの中で、人権に関連するものをピックアップして並べていく形態になっています。計画の体系図にあるように、関連する計画（分野別施策の推進）の中にも、直接は人権を目的としていない計画、例えば「健康ながはま21」といった計画もあります。しかし内容によっては人権に関する部分もある、という構造になっています。このことから、何をもちょう人権の基本計画が進んだかを捉えにくいというのがあります。

ちなみに、わたしが関わっているところで、甲賀市が人権の計画をつくって進捗管理をしていますが、人権の実行計画があるわけではないので、他の計画、取り組みの中で、人権に関わるものを確認して、そこから人権の基本計画がどの程度進んでいるかを評価しようとしています。

しかし、なかなか評価が難しく作業も大変です。いろんな部署の取組からピックアップしてこななければならない、またそれぞれで評価をすることにもなり、役所として評価ばかりになって大変になります。既に評価されているものを抜き出してするという作業になり担当課は大変なようです。

【委 員】

昨今は、人権に関して世界的にも日本の中でも、ひどい状況だと感じます。せっかく人権の計画をつくっても、どこか他人事では意味がないです。軌道修正が必要だと感じます。市の仕事については基本的施策のベースが人権であるし、それを考えて当たり前ということを職員が意識しないといけないと思います。例えば「人権は大事だけれど仕事としては道路を作る方が第一だ」とか、そういうことではなく、仕事の根本には「人権」があるということをわかっていなければなりません。

難しいことですが、財務査定の場面などで、人権について評価できる項目を作成するなどの対応も必要じゃないかと思います。

【委 員】

合併後、長浜市では地域での放送（人権相談の案内）もなくなり、広報の記事も小さくなってし

まいりました。市民にも知らない人が増えています。人権相談と行政相談のチラシを自主的に配布していますが、以前よりも相談件数がかなり減りました。

地域によっては、行政相談と人権相談を一緒にしているのに、担当課が別になるため、広報には別々に書かれており、わかりにくくなっていると思います。

【事務局】

相談窓口の周知は今後の課題であると計画にも掲げており、組織内でも横断的にわかりやすい周知をしていきたいと思っています。ただ、旧町時代の防災無線が使用できないなどの事情があり難しい面もあります。できる中で最大限の効果があるようにしていきたいと思っています。

【委 員】

市民と市役所の協働という部分で、だいぶ施策の実行も市民ベースになってきたと思います。木之本地域でもまちづくり協議会が、まちづくりセンターの指定管理を受けることになりました。

計画には「人権啓発関係者が人権に関する幅広い識見を身につけ…」とありますが、職員の資質も大事だと思います。以前は、市民憲章や、人権尊重都市宣言をどこでも見かけましたが、最近は外されており、いったいどこで人権施策をしているのか、市民にも響いてこないのが現状だと思います。どこでやっているのか、必要な人に必要な情報が届くように、ネットが使えない人に対して、広報に掲載しているだけでなく、各課の職員から周知していくこともできるかと思っています。

【事務局】

相談窓口がわからないという回答が、市民意識調査でも多かったことから、相談窓口の周知を計画にも掲げており、そのあたりも今後考えて取り組んでいきたいと思っています。

【委 員】

人権相談や結婚相談もしていますが、どこに相談したらいいのかわからないと、という方を救えるようにしていく必要があると思います。

【会 長】

それでは、長浜市人権施策推進基本計画（最終案）については、特にご意見がないようですので、この案について審議会として了承することでよろしいか。

— 異議無し —

では、これで議事は終了とさせていただきます。

4. 閉 会

お手元に、男女共同参画「かがやき」という広報誌を配布しました。男女共同参画についての啓発としていろいろご紹介しています。「人材バンクかがやきネット」についての記事がありますが、ここに登録いただくと、市の附属機関の委員に推薦させていただきます。平井委員と高橋委員にも登録いただいております。この審議会の委員となっていただいております。まだまだ登録者を増やしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。他にも、長浜市パートナーシップ推進協議会という、女性活躍推進の関係で団体が発足しましたのでそちらの事業の紹介などもしています。

最後にお願いがございます。当市では自治会の人権学習会を推進しており、人権学習講師団としていろいろな方に講師のご登録をいただいております。審議会の委員の皆さまにも講師としてお世話になっております。しかし、毎年更新時に少しずつ人数が減ってきており、新たに講師になっていただける方がなかなか見つからない状況です。もし委員の皆さまで、どなたかご紹介いただけるようでしたら、事務局までどうかよろしくお願い致します。

【委 員】

自治会の人権学習会では、対象者を限定して開催されている場合があります。多くの方に参加いただけるよう周知をお願いしたいと思います。

【事 務 局】

自治会の人権学習推進員に、研修会や総会などでもお願いしていきたいと思います。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

委員のみなさまにおかれましては、今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。